

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部		
	課名	社会福祉課		
	係名	障害者支援係		
	記入者		電話(内線)	137

1. 事業の概要		(1) 事業種別 [新規又は継続]	新規	(2) 事務事業 の名称	成年後見制度法人後見支援事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ				(6) 事業主体			
① 事業の区分				市			
② 施策コード				市			
基本目標(政策)				事業の性質			
基本施策				事業の性質			
施策				会計区分			
施策内容				財源区分			
開始				予算科目			
終了				予算書上の			
事業期間				事業名称			
開始				(予算書			
終了				に掲載)			
事業期間				(8) 事務分類			
開始				自治事務			
終了				根拠法令			
事業期間				障害者総合支援法			

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
成年後見制度における法人後見の実施を予定している法人 (市社会福祉協議会を想定・検討)	現在、結城市において成年後見制度を遂行できる法人は無い状況である。市社会福祉協議会が法人成年後見を行えることで、組織として複数人の対応が可能となり、個人の後見人の死亡などによる煩雑な手続きなく長期的な職務の執行が可能となる。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を養成するための研修会を実施する。成年後見制度法人後見事業所を養成・確保することで障害者の生活支援に寄与する。さらには、法人後見事業所の市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。	平成25年度に自立支援法が障害者総合支援法に改正された際、必須事業に新たな事業として追加された。第2次結城市障害者プランにおいて平成29年度より実施することとしている。県内で実施している市町村は牛久市、土浦市、古河市と少ない。上記3市の実施法人はいずれも社会福祉協議会である。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
事業の実施状況に関するNPO法人の調査結果や近隣の市から情報収集した結果から、多くの市町村は事業を実施する団体の確保ができないことが原因の一つになっているようである。	

3. 事業コスト					
行政評価	実績内容の評価				
実施計画	検討・改善				
	検討・改善内容を反映				
● 予算内訳	実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)		
事業内容	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
事業費	報償費				
	需用費				
	使用料及び賃借料				
	合計				
財源	国庫支出金 (千円)				
	県支出金 (千円)				
	地方債 (千円)				
	その他特定財源 (千円)				
	一般財源 (千円)				
	合計 (千円)				
補助・起債制度名					

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	法人後見支援事業対象法人数	目標値	法人	0	1	1	1
		実績(見込)値		0	0		
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	後見受任数	目標値	人	0	0	1	1
		実績(見込)値		0	0	0	1
		達成率		0.0%	0.0%		
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
		達成率		%	%		

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	B	どちらとも言えない	地域生活支援事業必須事業でもあり、障害者の権利擁護のため必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	地域生活支援事業必須事業でもあり、行政が主体となって行う必要がある。
	手段の妥当性	B	どちらとも言えない	利用促進や適正な制度理解のため様々な手段を検討していく必要がある。
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	養成研修に係る費用は必要であるが、ゼロからの事業であり妥当性について検討を要する。
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	事業実施に当たり市社会福祉協議会以外の社会福祉法人も想定できるが、モデルとして考えている。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	法人後見制度の利用・需要については今後モニタリングしていく。
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	必須事業でありながら事業実施が遅れている。が、他市においても同様の状況である。

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

情報収集の結果、事業を実施している法人は社会福祉協議会が最も多いため、結城市でも社会福祉協議会に委託することを検討している。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

- ① 既に事業を実施している市町村や実施を検討している市町村から情報収集を行う。
- ② 事業を実施する法人に対して研修会を行い、実施団体の養成を行い、事業の実施に向けて準備をしていく。

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	予定どおり要求	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	予定どおり要求	障害者施策関連事業における必須事業でもあり、実施する必要がある。また、本事業の実施に伴い関連補助金のかさ上げ措置が期待できる。ともに、障害者の地域生活支援の充実を図ることができる。
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。